

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】農政課・農地活用推進係

個人情報ファイルの名称	農家台帳システム	
行政機関等の名称	袋井市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業経済部農政課	
個人情報ファイルの利用目的	土地の所有者及び耕作者等の情報を管理し、農地法審査事務における資格審査等のために利用する。	
記録項目	1 世帯番号、2 個人番号、3 氏名、4 住所、5 電話番号、6 性別、7 生年月日、8 年齢、9 親族関係、10 経営面積、11 貸付面積、12 大字、13 小字、14 地番、15 台帳地目、16 現況地目、17 現況面積、18 部農会、19 自治会	
記録範囲	土地所有者、耕作者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、固定資産税係、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総務部総務課	
	(所在地) 〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】農政課・農業振興係

個人情報ファイルの名称	地域農業情報活用支援システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	袋井市農業再生協議会（事務局：袋井市農政課）	
個人情報ファイルの利用目的	水田耕作者情報をシステム管理し、農水省管轄事業である経営所得安定対策等事業の交付事務等に利用する。	
記録項目	1 交付申請者管理コード、2 共済組合員等コード、3 耕作者氏名、4 耕作者カナ、5 住所、6 住所カナ、7 電話番号、8 生年月日、9 口座情報、10 認定農業者認定状況、11 農業共済加入状況、12 耕作地名地番、13 耕作地名地番カナ、14 畦畔含む本地面積、15 本地面積、16 作付面積、17 作物等名、18 小字、	
記録範囲	耕作者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	農林水産省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市農業再生協議会（事務局：袋井市農政課）	
	(所在地) 〒437-8666 袋井市新屋一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】農政課・地籍調査係

個人情報ファイルの名称	地籍調査支援システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業経済部農政課	
個人情報ファイルの利用目的	国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に記載し、地籍の明確化を図るため。	
記録項目	1 土地所有者氏名、2 住所、3 土地の所在、4 地積、5 登記地目、6 電話番号、7 性別、8 生年月日、9 親族関係、10 所有者コード、11 世帯コード、12 共有地持ち分	
記録範囲	土地所有者、代理人、相続人	
記録情報の収集方法	法務局、住民基本台帳システム、公用請求による官公庁、本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総務部総務課	
	(所在地) 〒437-8666 袋井市新屋一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026 年 4 月 1 日